

鹿児島労基

定価 150円（会員の購読料は会費の中に含む）

発行所 公益社団法人鹿児島県労働基準協会
 発行者 鹿児島市新屋敷町16の16
 編集者 電話代 099(226)3621 FAX 099(226)3622
 URL <http://www.kakikyo.or.jp>
 印刷所 鹿児島市上荒田町 株式会社朝日印刷

2021年（令和3年）December 12月号

令和3年度年末年始無災害運動について



棚田のイルミネーション（鹿児島市郡山町：八重山）

【写真提供者：村山 隆氏】

目次 CONTENTS

さくらじま.....	1
令和3年度年末年始無災害運動について.....	2
年末年始建設業一斉集中立入調査の実施について.....	3
「令和3年度年末年始無災害運動」図書・用品のご案内.....	4
鹿児島県の特典（産業別）最低賃金が改正されました.....	5
長時間労働削減を始めとする働き方の 見直しに向けた取組に関する要請について.....	6
令和3年10月末（速報値）業種別死傷災害発生状況.....	7
災害に学ぶ ～年末に備えた労働災害防止対策 「飼料工場で発生したコンベヤー巻き込まれ災害」.....	8

無災害記録証授与される ～無災害記録3400日達成～.....	9
派遣労働者の同一労働同一賃金について.....	10
育児・介護休業法 改正ポイントのご案内.....	11
不妊治療と仕事の両立を支援する助成金のご案内.....	12
人材確保等支援助成金（テレワークコース）のご案内.....	13
みんなでNOハラスメント.....	14
令和3年度鹿児島県労働災害防止研修会の開催について.....	14
さんぽセンター（鹿児島県産業保健総合支援センター）からのご案内.....	15
令和4年1月の講習開催のご案内.....	16

さくらじま

先日テレビを見ていたら、◆スリムへの道 鍵となるのは“うまみ舌”？！というのが目に飛び込んできました。2020年に発表された日本人を対象にした研究結果によると、“うまみ”に対する味覚感覚が低い人には肥満状態の人が多く、感覚が良好な人より摂取エネルギー量が増えやすいことが示され、甘いものが好きだと答える人も多かったようです。専門家によると「うまみ感覚は一日の摂取カロリーと深く関わっていると言われており、うまみ感覚を正常に維持することが食べ過ぎを抑えて肥満予防につながる可能性があるとのこと。◆うまみ感覚が低下している人に、1日小さじ一杯のうま

味成分を2週間摂取してもらったところ、約75%の人のうまみ感覚がアップし、約63%の人で1日の摂取カロリーの平均値の減少が認められています。◆うまみ成分の中で、うまみ感覚を左右する舌の「うま味受容体」の数をアップさせることが科学的に確かめられているのは、昆布などのだしに含まれる「グルタミン酸」で、グルタミン酸は、昆布以外にもトマトやパルメザンチーズなどに豊富に含まれており、少量ではありますが、私たちが普段食べている肉や魚、野菜、お米などにも含まれているそうです。皆さんもグルタミン酸の摂取を妨げるお酒の飲み過ぎ、辛い食べ物、お菓子などの偏った食生活を避け、うま味受容体の数の増量に努めてみては如何でしょうか。

令和3年度 年末年始無災害運動

年末年始無災害運動標語

年末年始も 安全作業 あなたが無事故の キーパーソン

実施期間：2021年12月1日～2022年1月15日

主唱者：中央労働災害防止協会 後援：厚生労働省

趣 旨

年末年始無災害運動は、働く人たちが年末年始を無事故で過ごし、明るい新年を迎えることができるよう、事業場等の取組促進を図る趣旨で、昭和46年から厚生労働省の後援のもと中央労働災害防止協会が主唱する運動で、本年度で51回目を迎える。

職場の安全と健康を確保するためには、経営者、労働者が一丸となって安全衛生活動を推進し、災害のない職場環境を整えるためにも、一つひとつの作業を丁寧に確認し、次の作業に備えること、そして体調管理を万全にし、無理をしないことが大切である。

とりわけ、昨年度から引き続き感染症対策を講じながら迎える年末年始は、慌ただしい中での大掃除や機械設備の保守点検・再稼働等の作業が多くなるほか、積雪や凍結による転倒等の危険が増す。各事業場においては、作業前点検の実施、作業手順や交通ルールの遵守、非定常作業における安全確認の徹底、高所作業で使用するフルハーネス型墜落制止用器具の整備を含めた保護具の点検の実施、感染予防を含めた労働者の健康状態の確認などに全員で取り組むことが一層重要となる。

皆で力を合わせて無事に一年を締めくくり、明るい新年を迎えられるよう、安全・健康への思いを新たにしたい。

このような状況を踏まえ、本年度の年末年始無災害運動は、「年末年始も 安全作業 あなたが無事故の キーパーソン」を標語として展開することとする。

主唱者の実施事項

- (1) 機関誌、ホームページ等を通じての広報
- (2) 報道機関等を通じての周知
- (3) リーフレット等の制作および配布
- (4) 小冊子、ポスター、のぼり、デジタルコンテンツ等の頒布・配信

事業場の実施事項

- (1) 経営トップによる安全衛生方針の決意表明
- (2) リスクアセスメントおよび労働安全衛生マネジメントシステムの導入・定着
- (3) K Y（危険予知）活動を活用した非定常作業における労働災害防止対策の徹底
- (4) フルハーネス型墜落制止用器具を含めた安全保護具・労働衛生保護具、安全標識・表示等の点検と整備・更新
- (5) 化学物質のリスクアセスメントの実施を含めた化学物質管理の徹底

- (6) 金属アーク溶接等作業における健康障害防止措置の実施
- (7) 転倒、墜落・転落、はさまれ・巻き込まれ災害防止や腰痛予防対策の徹底
- (8) 火気の点検、確認など火気管理の徹底
- (9) 交通労働災害防止対策の推進
- (10) 安全衛生パトロールの実施
- (11) 機械設備に係る一斉検査および作業前点検の実施
- (12) 年末時期の大掃除等を契機とした5 Sの徹底
- (13) 年始時期の作業再開時の安全確認の徹底
- (14) 過重労働をしない・させない職場環境づくり
- (15) 高年齢労働者を含めた身体機能の維持向上のための健康づくり、健康的な生活習慣（睡眠、食事、運動等）に関する健康指導などの実施
- (16) 新型コロナウイルス感染症、インフルエンザ等の感染症拡大防止対策の徹底
- (17) 職場のハラスメント防止につながる取り組みの推進
- (18) 自然災害等に伴う復旧・復興工事等における労働災害防止対策の推進
- (19) 安全衛生旗の掲揚および年末年始無災害運動用ポスター、のぼり等の掲示
- (20) その他安全衛生意識高揚のための活動の実施



年末年始建設業一斉集中立入調査の実施について

鹿児島労働局監督課

鹿児島労働局は、令和3年12月1日（水）から令和4年1月31日（月）までの期間を「年末年始建設業一斉集中立入調査実施期間」と位置づけて、鹿児島労働局と管内の5つの労働基準監督署において、建設現場に対する一斉立入調査を実施します。

1 趣旨

鹿児島県内の本年1月から10月までの労働災害の発生状況をみると、全産業の死傷者数（休業4日以上）は**1,705人（対前年同期+157人）**、死亡者数は**19件（対前年同期+5人）**で大幅な増加となっています。

一方、建設業の死傷者数（休業4日以上）は231人（対前年同期－4人）で僅かに減少しているものの、死亡者数は4人（対前年同期+1人）で全産業の死亡者数の約2割を占めており、依然として重篤災害の発生率が高い業種となっています。

また、年末年始は何かと慌ただしい時期であり、作業内容や生活のリズムが変わる傾向にあることから、建設業の労働災害が発生しやすい時期となっています。

以上のような状況から、鹿児島労働局では、管下の労働基準監督署と一体となり、年末年始における建設現場の労働災害を防止し、一層の安全衛生水準の向上を図るため、建設業一斉集中立入調査を実施するものです。

2 実施期間

令和3年12月1日（水）～令和4年1月31日（月）

3 監督指導の重点

死亡災害のリスクが高い「三大災害」（墜落・転落災害、建設機械災害、土砂崩壊災害）の発生するおそれのある現場に対して次の事項を重点的に指導することとしています。

● 墜落・転落災害の防止対策

足場の組立て等による安全な作業床の設置、足場の組立て等作業主任者の選任、要求性能墜落制止用器具（命綱）の使用、開口部等への囲い・手すりの設置 等

＊ 本年の**死傷者数の33%**は「**墜落・転落**」によるものです。

● 建設機械災害の防止対策

有資格者による運転、作業半径内の立入禁止、安全な運行経路の確保 等

＊ 死亡災害4件のうち2件は、作業用の車両が動き出したために、**車両に身体を挟まれ、又は車両に轢かれる災害**となっています。

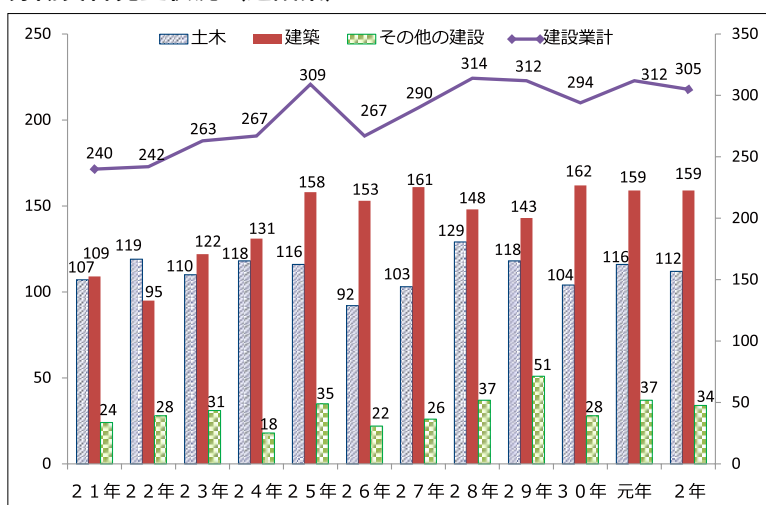
● 土砂崩壊災害の防止対策

掘削箇所の事前調査、適切な勾配の確保、土止め支保工の設置、地山の掘削作業主任者の選任 等

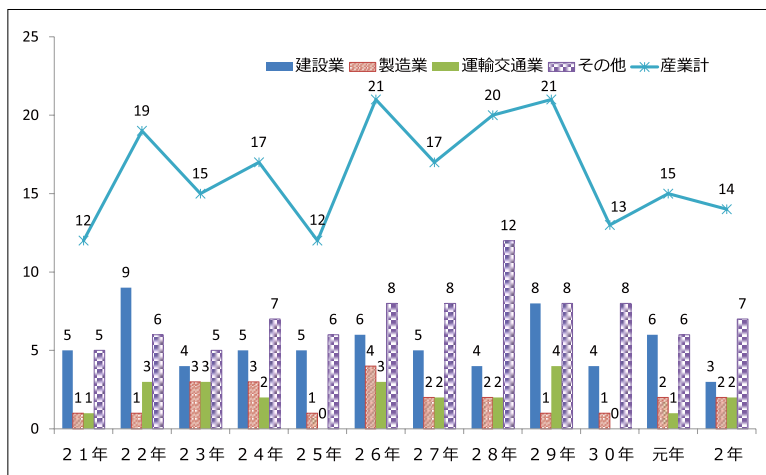
令和3年 業種別死傷災害発生状況（10月末）

業 種	死傷者数	死亡者数
全産業	1,705	14
建設業	231	4
土木工事業	89	3
建築工事業	104	0
その他の建設業	38	1

労働災害発生状況（建設業）



死亡災害の推移



鹿児島県の特定（産業別）最低賃金が改正されました。

鹿児島労働局賃金室

3つの特定（産業別）最低賃金のうち、「百貨店、総合スーパー最低賃金」を除く2つの特定（産業別）最低賃金については、令和3年8月24日に鹿児島労働局長から鹿児島地方最低賃金審議会に対して改正が諮問され、同審議会において、令和3年10月1日から10月18日にかけて計6回の審議が行われました。その結果、表のとおり、「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金」については27円引上げの時間額842円、「自動車（新車）小売業最低賃金」については25円引上げの時間額872円の答申があり、法定の手続きを経て、答申どおり改正することとなりました。

これにより、令和3年10月2日より発効している地域別最低賃金（鹿児島県最低賃金）【時間額821円】と併せ、令和3年度の最低賃金改正手続きはすべて終了したことになります。

改正されなかった、「百貨店、総合スーパー最低賃金」については、令和3年10月2日より鹿児島県最低賃金額821円以上の支払いが必要ですので、ご注意ください。

当局ホームページでは、最低賃金についての一覧表や時間給、日給、月給による最低賃金との比較方法など最低賃金に関する資料を掲載しておりますので、ぜひご覧ください。

★ 地域別最低賃金

	時 間 額	効力発生日	適 用 範 囲
鹿児島県最低賃金	821円	令和3年 10月2日	鹿児島県下のすべての労働者に適用されます。 ただし、下表記載の産業に該当する場合は、各産業別最低賃金が適用されます。

★ 特定最低賃金（産業別最低賃金）

産 業 名	時 間 額	効力発生日	適 用 範 囲
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業（医療用計測器製造業を除く、ただし心電計製造業は含む）	842円	令和3年 12月17日	次に掲げる者を除く（ただし、鹿児島県最低賃金は適用されます） ① 18歳未満又は65歳以上の者 ② 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの ③ 次に掲げる業務に主として従事する者 イ 清掃又は片付けの業務 ロ 手作業により又は手工具若しくは小型動力機を用いて行う組線、巻線、かしめ、取付け、バリ取り、かえり取り、鋳ばり取り、刻印又は選別の業務（これらの業務のうち流れ作業の中で行う業務を除く。） ハ 手作業による包装、袋詰め、箱詰め、材料の送給又は取りそろえの業務
自動車（新車）小売業	872円	令和3年 12月16日	次に掲げる者を除く（ただし、鹿児島県最低賃金は適用されます） ① 18歳未満又は65歳以上の者 ② 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの ③ 清掃又は片付けの業務に主として従事する者
百貨店、総合スーパー	821円	左記の最低賃金は、令和3年度は改正がありません。 このため、 令和3年10月2日から 鹿児島県最低賃金821円 以上の支払いが必要となります。	

●最低賃金は、臨時、パート、アルバイトなどすべての労働者に適用され、使用者は労働者に対し、最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません。

●特定最低賃金（産業別最低賃金）は、県内の特定の産業の労働者と使用者に適用されます。
地域別と産業別の両方の最低賃金が同時に適用される場合には、高い方の最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません。なお、「外国人技能実習生」は、「技能習得中のもの」には該当しません。

●最低賃金には、次の賃金は算入されません。

- ①臨時に支払われる賃金（結婚手当など） ②一月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）
③時間外・休日・深夜労働に対する割増賃金 ④精皆勤手当、通勤手当、家族手当

《最低賃金に関するお問い合わせ先》

鹿児島労働局賃金室 （電話）099-223-8278
鹿児島労働基準監督署 （電話）099-214-9175
鹿屋労働基準監督署 （電話）0994-43-3385

川内労働基準監督署 （電話）0996-22-3225
加治木労働基準監督署 （電話）0995-63-2035
名瀬労働基準監督署 （電話）0997-52-0574

鹿児島労働局・労働基準監督署

<https://jsite.mhlw.go.jp/kagoshima-roudoukyoku/>

長時間労働削減を始めとする働き方の見直しに向けた 取組に関する要請について

（公社）鹿児島県労働基準協会

令和3年10月25日付け鹿児島労働局長より長時間労働削減を始めとする見直しに向けた取組に関する要請がありました。

今後とも、長時間労働削減を始めとする働き方の見直しへ向け、御協力をお願い致します。

令和3年10月25日

公益社団法人鹿児島県労働基準協会会長

諏訪健彦 殿

長時間労働削減を始めとする働き方の見直しに向けた取組に関する要請書

長時間労働の削減や賃金不払残業の解消、年次有給休暇の取得促進のためには、単に法令を遵守するだけではなく、長時間労働が生じている職場においては、人員の増員や業務量の見直し、マネジメントの在り方及び企業文化や職場風土等を見直していくことが必要であり、これまでの働き方を改め、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）のとれた働き方ができる職場環境づくりを進める必要があります。

さらに、昨今は新型コロナウイルス感染症の感染状況等を踏まえた働き方も求められているところです。

また、過労死等防止対策推進法（平成26年法律第100号）において11月を「過労死等防止啓発月間」と定め、過労死等防止のための集中的な啓発を行うこととされています。

このようなことから、厚生労働省としては、長時間労働の削減を始めとする働き方の見直しに向けた取組を推進するため、昨年に引き続き、10月を「年次有給休暇取得促進期間」、11月を「過重労働解消キャンペーン」期間と定め、集中的な周知啓発等を行うこととしています。

働き方の見直しに向けた取組を進めるためには、長時間労働を前提とした労働慣行から、早く帰る労働慣行への転換を図るとともに、年次有給休暇を取得しやすい雰囲気醸成するための取組等を積極的に行っていただくことが重要です。

具体的には、経営トップによるメッセージの発信や、勤務間インターバル制度、フレックスタイム制、テレワーク、年次有給休暇の計画的付与制度、時間単位の年次有給休暇制度などの導入、ノー残業デーの設定、年次有給休暇の取得による連休の実現（プラスワン休暇）等が考えられますが、各々の企業の実情に応じた取組を着実に行っていただくことが大切です。

貴団体におかれましては、これまで、働き方改革に関する周知啓発に格別の御協力を賜ってきたところですが、改めてこの取組の趣旨を御理解いただき、傘下企業等に対する周知啓発に向けて御協力をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

その際、自社の働き方改革等により、下請等中小事業者に適正なコスト負担を伴わない短納期発注や発注内容の頻繁な変更などの「しわ寄せ」を生じさせることのないよう取引上必要な配慮を賜りますよう、併せてお願い申し上げます。

平成31年4月1日からは、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成30年法律第71号）による改正後の労働基準法（昭和22年法律第49号）において、時間外労働の上限規制が罰則付きで規定され、さらに、令和2年4月1日からは時間外労働の上限規制が中小企業にも適用されております。

このため、鹿児島労働局においては、

- ① 長時間労働の削減や賃金不払残業の解消などに向けた監督指導や支援の着実な実施
 - ② 休暇の取得促進を始めとした「働き方の見直し」に向けた企業への働きかけの強化
- を2つの柱として、取り組んでいるところです。

今後とも、長時間労働削減を始めとする働き方の見直しへ向け、御協力をお願い申し上げます。

鹿児島労働局長

三輪 宗文

令和3年10月末（速報） 業種別死傷災害発生状況

鹿児島労働局

	令和3年		令和2年		増減数	
	死傷者数	死亡者数	死傷者数	死亡者数	死傷者数	死亡者数
全産業	1,705	19	1,548	14	157	5
1 製造業	290	2	291	2	-1	0
1 食料品製造業	155		166		-11	
4 木材・木製品製造業	24		14		10	
9 窯業土石製品製造業	15		15			
11～12 金属製品製造業	19		17	1	2	-1
13～15 機械器具製造業	32	1	34		-2	1
上記以外の製造業	45	1	45	1		
2 鉱業	2	1	1	0	1	1
3 建設業	231	4	235	3	-4	1
1 土木工事業	89	3	85	2	4	1
2 建築工事業	104		124	1	-20	-1
3 その他の建設業	38	1	26		12	1
4 運輸交通業	176	2	161	2	15	0
1 鉄道・航空機業	8		4		4	
2 道路旅客運送業	14		9		5	
3 道路貨物運送業	152	2	148	2	4	
4 その他の運輸交通業	2				2	
5 貨物取扱業	11	0	8	0	3	0
1 陸上貨物取扱業	3		1		2	
2 港湾運送業	8		7		1	
6 農林業	79	4	69	2	10	2
1 農業	37	1	37			1
2 林業	42	3	32	2	10	1
7 畜産・水産業	85	1	80	1	5	0
8 商業	207	2	204	3	3	-1
1 卸売業	25	2	28		-3	2
2 小売業	164		146	3	18	-3
3 理美容業	4		4			
4 その他の商業	14		26		-12	
9 金融・広告業	16	0	14	0	2	0
11 通信業	17	0	26	0	-9	0
12 教育・研究業	25	0	9	0	16	0
13 保健衛生業	367	0	253	0	114	0
1 医療保健業	177		108		69	
2 社会福祉施設	183		141		42	
3 その他の保健衛生業	7		4		3	
14 接客娯楽業	87	0	76	0	11	0
1 旅館業	18		18		0	
2 飲食店	43		30		13	
3 その他の接客娯楽業	26		28		-2	
上記以外の事業	112	3	121	1	-9	2
10 映画・演劇業	1				1	
15 清掃・と畜業	64	3	61		3	3
16 官公署			2		-2	
17 その他の事業	47		58	1	-11	-1
陸上貨物運送事業（4-3・5-1）	155	2	149	2	6	0
第三次産業（8～17）	831	5	703	4	128	1

- ① 死傷者数は、当月末までに発生した労働災害の被災者を翌月8日締めで集計したもの。
 ② 死傷者数は、労働者死傷病報告のうち休業見込み日数が4日以上災害によるもので、死亡者を含みます。
 ③ 死亡者数は、各労働基準監督署の調査等により把握したもので、労働者死傷病報告が未提出の場合もあります。
 ④ 下段の陸上貨物運送事業（4-3・5-1）及び第三次産業（8～17）は、別計。

令和3年度

年末年始無災害運動が始まりました

実施期間 令和3年12月1日～令和4年1月15日

主 唱 中央労働災害防止協会

年末年始も安全作業 あなたが無事故のキーパーソン

～働く人たちが年末年始を無事故で過ごし、明るい
 新年を迎えることができるよう運動を展開しましょう～

※詳細は、中災防ホームページをご覧ください。

令和3年度年末年始の交通事故防止運動が始まります

～県民総ぐるみで交通事故防止運動を展開しましょう～

運動期間 令和3年12月10日（金）～令和4年1月10日（月）

スローガン 年末年始 マナーアップで 事故防止

- 運動の重点
- 1 早朝、夕暮れ時、夜間の交通事故防止
 - 2 全ての座席のシートベルトとチャイルドシート、
自転車利用時のヘルメット着用の徹底
 - 3 飲酒運転等の危険運転の防止

主 唱 鹿児島県交通安全県民運動推進協議会

災害に学ぶ

年末に備えた労働災害防止対策「飼料工場で発生したコンベヤーによる巻き込まれ災害」

鹿児島労働局健康安全課

1 はじめに

今年鹿児島県内で発生した労働災害のうち上半期（6月末現在）に発生した死亡災害は11件に上ります。そして、そのうちの半数以上は、機械と機械の間に挟まれたり、機械の回転軸に巻き込まれる等の「はさまれ・巻き込まれ」による災害が占めています。

12月になり、皆さまの事業場においても年末の大掃除等に向けて、事業場内設備の清掃や点検を計画しておられる事業場も多いのではないのでしょうか。しかし、機械の清掃や点検は方法を誤ると重大な災害に繋がる可能性を孕んでいます。今回は、日頃行わない作業、いわゆる非定常時作業を行う際に発生した災害を紹介します。

2 災害

この災害は、牧場で飼育する家畜に与える飼料を製造する工場で発生した災害です。この工場で製造する飼料は粉碎、混合、計量等の工程を経て、工場内に張り巡らされたチェーンコンベヤーによりサイロに貯留します。

今回の災害は、このチェーンコンベヤーで発生しました。

チェーンコンベヤーは金属製の筒（カバー）で覆われてチェーン部分にはプラスチック製の羽根が等間隔に付いており、チェーンコンベヤーの稼働に伴い、当該羽根の回転により飼料を押し出す構造で、数分置きに回転と停止を繰り返しながら飼料等を移動させる仕組みになっていました。

災害発生当日、被災者はいつも通りチェーンコンベヤーを稼働させて、飼料作りを開始したところ、チェーンコンベヤーから異音がしたので、チェーンコンベヤーに飼料のカスが詰まっているのではないかと考え、それを取り除こうとしました。

被災者は、チェーンコンベヤーのカバーを取り外すとチェーンコンベヤーが止まっていることを確認して、チェーンコンベヤーの筒の底まで手を伸ばして、飼料のカスを除去する作業を行っていましたが、電源を切っておらず、チェーンコンベヤーの停止時間が終了し、再び稼働し始めてしまい、引く事が遅れた左腕を、チェーンコンベヤーに巻き込まれて肩から下を切断しました。

チェーンコンベヤーの清掃（飼料カスの除去）等の対応は、労働者が行うことはほとんど無く、その場合は、基本専門業者に依頼して行っていました。

3 災害発生原因

この災害の発生原因として、まずチェーンコンベヤーの清掃等を行う際に、機械の運転を停止していなかったことが挙げられます。

今回の場合、チェーンコンベヤーが数分置きに稼働と停止を繰り返すという特徴があり、停止している間に対応すれば大丈夫だろうという誤った認識があったことが考えられます。

当該工場におけるチェーンコンベヤーの起動装置は、災害発生現場から離れた場所にあったものであるが、仮に機械を停止して清掃等を行っていたとしても、他の作業員等が不意に起動する可能性も考えられますので、起動装置に、「清掃中につき稼働禁止！」という表示を行うことや清掃を行う労働者自身が起動装置の鍵を保管すること等の措置を行う必要があります。

また通常は、巻き込まれ防止等の安全装置としての役割があるチェーンコンベヤーのカバーですが、カバーが外れてもチェーンコンベヤーが稼働するようであれば安全装置としては不十分ですので、カバーが外れると機械の稼働そのものが停止するようなインターロックの設置や作業位置からでも緊急停止できる装置の導入も検討すべきです。

また、ハード面の対応だけでなく、ソフト面の正しい手法を守らなければ意味がありませんので、正しい作業手順の徹底について関係労働者に対して教育を行うことが大切です。

ヒューマンエラーは誰にでも起こりえる事で、今回の災害も機械が止まっている間に対処できるだろうと考え、安易に作業を行ってしまったものであり、ある意味典型的なヒューマンエラーと言えなくもありませんが、安全対策を講じる上では、やはり、そのことを前提に機械の本質安全化に取り組むことが重要となります。

4 おわりに

この災害は、今までほとんど行なった事が無い作業を行なった事から発生した災害でした。毎日行う作業については、作業標準の作成や教育、リスクアセスメントを実施しているケースも多いと思いますが、日頃行わない作業である非定常作業については、十分な対策等が検討されないまま、作業を行ってしまうという事も多いのではないのでしょうか。

しかし、労働災害は、そういった日頃行わない不慣れな作業を行っている時にこそ、発生する可能性が高くなります。

年末年始は、ただでさえ慌ただしく大変忙しい時期でもあることから、今一度、これから行う清掃や点検等について、危険な点は無いか、どうすればリスクを低減できるのか、十分に検討した上で実行していただければ幸いです。

無災害記録 3,400日を樹立

オーベクスメディカル(株)鹿児島事業所（始良市） 無災害記録証 授与される

（公社）鹿児島県労働基準協会

オーベクスメディカル株式会社鹿児島事業所（始良市）は、無災害記録3400日を樹立したとして、令和3年10月1日付けで中央労働災害防止協会会長より無災害記録証（銀賞）を授与されました。

同社は、かねてより労使協力して労働災害の防止に努め、本年9月に無災害記録3400日を達成し、その後も無災害を継続されていることが認められたもので、平成26年の進歩賞、平成29年の銅賞に続き3回目の記録達成となりました。

記録証は、同社の井川幸雄常務取締役所長の出席のもと令和3年11月1日日本会役員室において、当協会の吉本耕作専務理事から授与されました。

井川所長は、無災害で事業ができたことは、かねての社員の努力の賜であり無災害記録の目標を掲げることで従業員の安全衛生に対する意識が変ってきた。今後も災害ゼロを目指し努力して参りたいと抱負を述べられました。

同社は、東京都に本社があり、医療機器の研究開発および製造、その他受託加工サービスを行っており、2001年から鹿児島事業所（鹿児島県始良市）を開設し事業をされています。また、安全衛生の推進については、本会の会員として労務管理講習会、安全週間説明会等に積極的に参加されています。

3400日の無災害を達成できたことに敬意を表しますとともに今後のより一層の発展を祈念申し上げます。



記録証を手に喜びの井川所長（左）
と吉本専務理事



中小企業無災害記録証授与制度の活用のおすすめ

中災防では、中小企業が自主的に安全衛生活動を進める上での目標となるよう「中小企業無災害記録証授与制度」を設けています。

この制度開始以来、経営者、従業員が一丸となって安全衛生活動を進め、無災害記録を達成した多くの事業場に無災害記録証が授与されています。

災害ゼロの安全で快適な職場づくりに向けて、ぜひこの制度をご活用ください。

【申請・問い合わせ先】

◆中央労働災害防止協会 教育推進部企画課 TEL 03-3452-6402

◆（公社）鹿児島県労働基準協会 総務部 TEL 099-226-3621

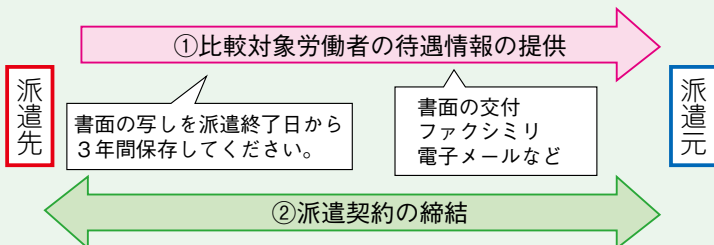
又はお近くの本会支部へお問い合わせ下さい。

～ 派遣労働者の同一労働同一賃金～

2020年4月1日から改正労働者派遣法が施行されました。

派遣元事業主は「派遣先均等・均衡方式」または「労使協定方式」のいずれかの待遇決定方式により、派遣労働者の公正な待遇を確保する必要があります。派遣先はそのことを認識した上で、労働者派遣契約を締結する前にあらかじめ派遣元に対し、比較対象労働者の待遇などに関する情報を提供しなければなりません。派遣元事業主がいずれの待遇決定方式であっても、情報提供をせずに労働者派遣契約を締結することはできません。

派遣元事業主が、「派遣先均等・均衡方式」または「労使協定方式」により派遣労働者の公正な待遇を確保できるよう、派遣先には派遣料金について配慮義務がかかります。



※詳細については需給調整事業室へお問い合わせください。

鹿児島労働局
需給調整事業室
☎099-803-7111

県内の雇用失業情勢について

鹿児島労働局職業安定課

【令和3年9月分】

県内有効求人倍率 1.29倍（前月比0.01P減）
全国平均有効求人倍率 1.16倍（前月比0.02P増）

県内正社員有効求人倍率 1.08倍（前年同月比0.18P増）
全国正社員有効求人倍率 0.89倍（前年同月比0.11P増）

※ 本県の雇用失業情勢は、雇用調整助成金の特例措置等により雇用の維持が図られているものの、従来からの人手不足や急激な受注増により求人数が戻りつつある業種と、新型コロナウイルスの影響を受け続けている業種の二極化の状況が続いています。まん延防止等重点措置の解除に伴い、地域観光支援事業への期待がある一方、社会経済活動は、新型コロナウイルスの感染状況の影響を受けやすく、雇用情勢の先行きも不透明なことから、引き続き、今後の求人・求職の動向等を注視してまいります。

人材開発支援助成金

鹿児島労働局職業対策課

●事業主等が雇用する労働者に対して、職務に関連した専門的な知識及び技能の習得をさせるための職業訓練等を計画に沿って実施した場合に、講師謝金や受講料等の訓練経費のほか、訓練受講労働者に係る訓練期間中の賃金の一部等を助成します。

【助成額・助成率】（ ）内は中小企業以外の助成額・助成率

支給対象となる訓練		経費助成		賃金助成 (1人1時間当たり)		OJT実施助成 (1人1時間当たり)	
		生産性要件を満たす場合	生産性要件を満たす場合	生産性要件を満たす場合	生産性要件を満たす場合	生産性要件を満たす場合	生産性要件を満たす場合
①特定訓練コース	Off-JT	45% (30%)	60% (45%)	760円 (380円)	960円 (480円)	—	—
	OJT	—	—	—	—	665円 (380円)	840円 (480円)
②一般訓練コース	Off-JT	30%	45%	380円	480円	—	—
③特別育成訓練コース	Off-JT	実費		760円 (475円)	960円 (600円)	—	—
	OJT	—	—	—	—	760円 (665円)	960円 (840円)

企業における生産性向上の取組みを支援するため、訓練終了後に賃金の引き上げ等により生産性を向上させた事業主に対して、助成額の引き上げを行っています。

※この助成金についてのご相談は、職業対策課（☎099-219-5101）へお問い合わせください。



事業主の皆さまへ

令和4年4月1日変更分のみ記載

育児・介護休業法 改正ポイントのご案内

令和4年4月1日から3段階で施行

男女とも仕事と育児を両立できるように、産後パパ育休制度（出生時育児休業制度）の創設や雇用環境整備、個別周知・意向確認の措置の義務化などの改正を行いました。

令和4年4月1日施行

1 雇用環境整備、個別の周知・意向確認の措置の義務化

● 育児休業を取得しやすい雇用環境の整備

育児休業と産後パパ育休（出生時育休）の申し出が円滑に行われるようにするため、事業主は以下のいずれかの措置を講じなければなりません。※複数の措置を講じることが望ましいです。

- ① 育児休業・産後パパ育休に関する研修の実施
- ② 育児休業・産後パパ育休に関する相談体制の整備等（相談窓口設置）
- ③ 自社の労働者の育児休業・産後パパ育休取得事例の収集・提供
- ④ 自社の労働者へ育児休業・産後パパ育休制度と育児休業取得促進に関する方針の周知

● 妊娠・出産（本人または配偶者）の申し出をした労働者に対する個別の周知・意向確認の措置

本人または配偶者の妊娠・出産等を申し出た労働者に対して、事業主は育児休業制度等に関する以下の事項の周知と休業の取得意向の確認を、個別に行わなければなりません。

※取得を控えさせるような形での個別周知と意向確認は認められません。

周知事項	① 育児休業・産後パパ育休に関する制度 ② 育児休業・産後パパ育休の申し出先 ③ 育児休業給付に関すること ④ 労働者が育児休業・産後パパ育休期間について負担すべき社会保険料の取り扱い
個別周知・意向確認の方法	①面談 ②書面交付 ③FAX ④電子メール等 のいずれか

※雇用環境整備、個別周知・意向確認とも、産後パパ育休については、令和4年10月1日から対象。

2 有期雇用労働者の育児・介護休業取得要件の緩和

就業規則等を見直しましょう

現行

（育児休業の場合）

- (1) 引き続き雇用された期間が1年以上
- (2) 1歳6か月までの間に契約が満了することが明らかでない

令和4年4月1日～

(1)の要件を撤廃し、(2)のみに

- ※無期雇用労働者と同様の取り扱い
 （引き続き雇用された期間が1年未満の労働者は
 労使協定の締結により除外可）
 ※育児休業給付についても同様に緩和

鹿児島労働局雇用環境・均等室 ☎099-223-8239

事業主の皆さまへ

不妊治療と仕事の両立を支援する助成金のご案内

なぜ、両立支援が必要なのでしょう。

- 不妊治療を経験した方のうち**16%**（男女計（女性は**23%**））が、不妊治療と仕事を両立できずに**離職**しています。
- 両立に困難を感じる理由には、**通院回数の多さ、精神面での負担の大きさ、通院と仕事の日程調整の難しさ**があります。
- 労働者の中には、**治療を受けていることを職場に知られたくない**方もいます。職場内では、**不妊治療についての認識があまり浸透していない**こともあります。

⇒ **企業には、不妊治療を受けながら安心して働き続けられる職場環境の整備が求められます。**

両立支援等助成金（不妊治療両立支援コース）

不妊治療と仕事の両立に資する職場環境の整備に取り組み、不妊治療のために利用可能な休暇制度や両立支援制度を労働者に利用させた中小企業事業主の皆さまを支援します。

支給対象となる事業主

次の①～⑥のいずれか又は複数の制度を導入し、労働者に利用させた中小企業事業主

- ① 不妊治療のための休暇制度（多目的・特定目的とも可）、
- ② 所定外労働制限制度、③ 時差出勤制度、④ 短時間勤務制度、
- ⑤ フレックスタイム制、⑥テレワーク

申請のステップ

社内ニーズ調査 ⇒ 就業規則等の規定・周知
⇒ 両立支援担当者の選任
⇒ 労働者のための「不妊治療両立支援プラン」の策定

支給額

A「環境整備、休暇の取得等」

最初の労働者が休暇制度・両立支援制度を合計5日（回）利用

28.5万円＜36万円＞

B「長期休暇の加算」

Aを受給し、労働者が不妊治療休暇を20日以上連続して取得

28.5万円＜36万円＞ 1事業主当たり1年度に5人まで

※A、Bとも、＜ ＞内は生産性要件を満たした場合の支給額

なお、「働き方改革推進支援助成金（労働時間短縮・年休促進支援コース）」（生産性を向上させ、労働時間の縮減や年次有給休暇の取得促進に向けた環境整備に取り組む中小企業事業主の皆さまを支援する助成金）については、令和3年度は10月15日をもって申請受付を終了いたしました。

詳細は、こちらにお問い合わせください。 受付8:30～17:15（土・日・祝日を除く）



鹿児島労働局雇用環境・均等室 電話 099-222-8446

中小企業事業主の皆さまへ

人材確保等支援助成金（テレワークコース）のご案内

良質なテレワークを新規導入し、実施することにより、
労働者の人材確保や雇用管理改善等の観点から効果をあげる
中小企業事業主を支援します！

助成対象となる取組	① 就業規則・労働協約・労使協定の作成・変更 ② 外部専門家によるコンサルティング ③ テレワーク用通信機器の導入・運用 ④ 労務管理担当者に対する研修 ⑤ 労働者に対する研修	
助成対象となる取組の実施期間	テレワーク実施計画認定日以降、機器等導入助成の支給申請日まで ※機器等導入助成の支給申請は、テレワーク実施計画認定日から起算して7か月以内に実施	
評価期間	機器等導入助成	計画認定日から起算して6か月以内の連続する3か月 ※評価期間の始期は事業主が設定
	目標達成助成	評価期間（機器等導入助成）の初日から1年を経過した 日から起算した3か月間

支給額等は次のとおりです。詳細は支給要領等をご確認ください。

① 機器等導入助成

支給要件

- 新たに、テレワークに関する制度を規定した労働協約または就業規則を整備すること。
- テレワーク実施計画認定日以降、機器等導入助成の支給申請日までに、助成対象となる取組を1つ以上行うこと。
- 評価期間（機器等導入助成）における、テレワークに取り組む者として事業主が指定した対象労働者のテレワーク実績が、次のいずれかを満たすこと。
 - ✓ 評価期間（機器等導入助成）に1回以上対象労働者全員がテレワークを実施する 又は
 - ✓ 評価期間（機器等導入助成）に対象労働者がテレワークを実施した回数の週平均を1回以上とする

支給額

支給対象経費の**30%**

※以下のいずれか低い方の金額が上限額
 ・100万円 又は
 ・20万円×対象労働者数

② 目標達成助成

支給要件

- 評価期間後1年間の離職率が、計画提出前1年間の離職率以下であること。
- 評価期間後1年間の離職率が30%以下であること。
- 評価期間（目標達成助成）に、1回以上テレワークを実施した労働者数が、評価期間（機器等導入助成）初日から1年を経過した日における事業所の労働者数に、計画認定時点における事業所の労働者全体に占める対象労働者の割合を掛け合わせた人数以上であること。

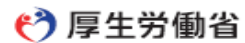
支給額

支給対象経費の**20%〈35%〉**

※以下のいずれか低い方の金額が上限額
 ・100万円 又は
 ・20万円×対象労働者数

※〈〉内は生産性要件を満たした場合に適用

鹿児島労働局雇用環境・均等室 ☎099-223-8239



みんなで NO ハラスメント



**12月は職場のハラスメント
撲滅月間です**

鹿児島労働局雇用環境・均等室

（TEL 099-223-8239）

令和3年度鹿児島県 労働災害防止研修会の開催について

（公社）鹿児島県労働基準協会

令和3年度の労働災害防止研修会を下記により開催致します。
本県における労働災害は、いまだに多くの方が被災されており
更なる災害防止の取り組みが必要です。

事業者におかれましては、令和4年度労働災害防止計画の参
考となれば幸いです。

この機会に是非ご参加下さいますようご案内致します。
なお詳細な案内・申込み等は、本誌1月号に掲載の予定です。

日 時：令和4年2月24日（木）13：30～

場 所：鹿児島県歴史・美術センター黎明館 講堂（鹿児島市城山町）

参加費：無料

対象者：事業所の事業者、労働安全衛生担当者、職長等
業種は問いません。

内 容：最近の安全衛生行政についてと労働災害防止に関
する講演等（予定）

お知らせ

この度、本会では下記日程により本部事務
所の改修工事を行うことになりました。

進捗状況によっては、一定期間窓口を1階
から2階へ移動し業務を行います。

ご迷惑をおかけしますが、何卒ご理解の程
よろしくお願いします。

■改修工事予定期間

令和3年12月1日から令和4年3月31日

令和3年12月1日

（公社）鹿児島県労働基準協会

鹿児島産業保健総合支援センター

さんぽセンター からのご案内

～産業医の選任義務のない労働者数50人未満の小規模事業場の皆様へ～

「地域産業保健センター」が職場における健康づくりを
無料でお手伝いします！

さんぽセンターの地域窓口として、県内7か所に地域産業保健センター（略して「地さんぽ」）を設置しています。地さんぽでは、労働者数50人未満の産業医の選任義務のない小規模事業場を対象として、労働安全衛生法で定められた保健指導など、下記の産業保健サービスを提供しています。

健康診断の結果についての医師からの意見聴取

健康診断で、異常の所見があった労働者に関して、健康保持のための対応策などについて、事業主が医師から意見を聴くことが出来ます。**※労働安全衛生法により事業主に義務づけられています！**



労働者の健康管理（メンタルヘルスを含む）に係る相談

健康診断で、脳・心臓疾患関係の検査項目に異常の所見があった労働者に対して、医師または保健師が日常生活面での指導などを行います。また、メンタルヘルス不調を感じている労働者に対して、医師または保健師が相談・指導を行います。



ストレスチェックに係る高ストレス者や長時間労働者に対する面接指導

ストレスチェックの結果、高ストレスであるとされた労働者や時間外・休日労働が長時間に及ぶ労働者に対し、医師が面接指導を行います。**※長時間労働者に対する面接指導は、労働安全衛生法により事業主に義務づけられています！**



個別訪問による産業保健指導

医師、保健師または労働衛生工学の専門家が事業場を訪問し、作業環境管理、作業管理、メンタルヘルス対策等の健康管理の状況を踏まえ、総合的な助言・指導を行います。



- !! ☆ 地さんぽのご利用には、事前の申込みが必要です。（当センターのHPから申込用紙を取得できます）
 ☆ 提供するサービスは全て「無料」ですが、利用回数には制限があります。

県内の地さんぽ（詳しくは、最寄りの地さんぽ又はさんぽセンターまでお問い合わせください。）

■鹿児島地域産業保健センター	鹿児島市加治屋町3-10 鹿児島市医師会内	☎099-226-3801
■北薩地域産業保健センター	薩摩川内市大小路町70-26 川内市医師会内	☎0996-21-1900
■鹿屋・肝属地域産業保健センター	鹿屋市西原3-7-39 鹿屋市医師会内	☎0994-40-5441
■始良・伊佐地域産業保健センター	霧島市隼人町内山田1-6-62 始良地区医師会内	☎0995-42-9913
■南薩地域産業保健センター	南さつま市加世田村原1-3-13 南薩医師会館内	☎0993-53-7601
■曾於地域産業保健センター	曾於市大隅町月野894 曾於医師会立病院内	☎099-482-0234
■大島郡地域産業保健センター	奄美市名瀬塩浜町3-10 大島郡医師会館内	☎0997-53-1993

詳しくはHPをご覧ください ▶▶▶

鹿児島産保

検索

【問い合わせ先】



独立行政法人 労働者健康安全機構

鹿児島産業保健総合支援センター（☎099-252-8002）

令和4年1月 講習開催のご案内

鹿児島教習所実施分（鹿児島市七ツ島1-6-2）

問い合わせ・申込書取り寄せ先：本部
TEL099-226-3621 FAX099-226-3622

鹿児島基準協会 検索

講 習 名	講 習 日	受付期間	受講料テキスト代 (消費税込)	科目免除者又は受講資格
床上操作式クレーン運転	1/11～1/13	12/6～12/10	【全科目者】 会員 29,280円 一般 30,280円 【科目免除者】 会員 27,080円 一般 28,080円	【科目免除者】 ・移動式クレーン運転士、揚貨装置 運転士免許所持者 ・玉掛け技能講習修了者 ・小型移動式クレーン運転技能講習 修了者
小型移動式クレーン運転	1/11～1/13	12/6～12/10	【全科目者】 会員 28,970円 一般 29,970円 【科目免除者】 会員 26,770円 一般 27,770円	【科目免除者】 ・クレーン・デリック運転士、揚貨 装置運転士免許所持者 ・玉掛け技能講習修了者 ・床上操作式クレーン運転技能講習 修了者
技 能 講 習	[普通自動車運転免許証写し必要] フォークリフト運転	12/13～12/17	【全科目者】 1/17～1/21 会員 31,450円 一般 32,450円	【受講資格】 ・普通自動車運転免許所持者
			【科目免除者】 1/17～1/18 会員 20,450円 一般 21,450円	【科目免除者】 ・大型特殊自動車運転免許所持者 (キャタピラー車限定を除く)
		1/4～1/7	【全科目者】 1/31～2/4 会員 31,450円 一般 32,450円	【受講資格】 ・普通自動車運転免許所持者
			【科目免除者】 1/31～2/1 会員 20,450円 一般 21,450円	【科目免除者】 ・大型特殊自動車運転免許所持者 (キャタピラー車限定を除く)
玉 掛 け	1/17～1/19	12/13～12/17	【全科目者】 会員 22,470円 一般 23,470円 【科目免除者】 会員 20,270円 一般 21,270円	【科目免除者】 ・クレーン・デリック運転士、移動 式クレーン運転士、揚貨装置運転 士免許所持者 ・床上操作式クレーン運転技能講習修了者 ・小型移動式クレーン運転技能講習修了者
車 両 系 建 設 機 械 運 転 (整地・運搬・積み込み用及び掘削用)	【全科目者】 1/24～1/28	12/20～12/24	【全科目者】 会員 66,430円 一般 67,430円	
	【科目免除者】 1/24～1/25		【科目免除者】 会員 36,730円 一般 37,730円	【科目免除者】 ・大型特殊自動車運転免許所持者 ・不整地運搬車運転技能講習修了者 ・小型車両系（整地等）運転特別教 育修了者
車 両 系 建 設 機 械 運 転 (解体用)	1/24	12/20～12/24	会員 18,030円 一般 19,030円	【受講資格】 ・車両系建設機械運転（整地等）技能講習修了者
特定化学物質及び四アル キル鉛等作業主任者	1/27～1/28	12/20～12/24	会員 13,080円 一般 14,080円	
石 綿 作 業 主 任 者	2/3～2/4	1/4～1/7	会員 13,080円 一般 14,080円	
特 別 教 育	フルハーネス型墜落制止用器具	1/24	12/20～12/24 会員 10,700円 一般 11,800円	
	アーク溶接等	1/25～1/27	12/20～12/24 会員 18,700円 一般 22,000円	
	クレーン運転	1/31～2/1	1/4～1/7 会員 17,080円 一般 20,380円	
そ の 他	安全管理者選任時研修	1/13～1/14	12/6～12/10 会員 17,050円 一般 21,450円	

- 〈備考〉 1 申込者多数の場合、受付期間内でも締め切り又は、講習科目によっては日程を延長し実施する場合があります。
2 詳細につきましては、ホームページをご覧ください。案内書をお取り寄せください。
3 新型コロナウイルス感染拡大等の状況によりましては、急遽、中止又は延期する場合があります。予めご了承下さい。

安全衛生教育促進運動が始まります

実施期間 令和3年12月1日～令和4年4月30日

主 唱 中央労働災害防止協会

「正しい知識で 職場を安全・健康に！」

～年度初めに向けて安全衛生教育等を計画的に着実に実施しましょう～